

※申請書等の様式は、平戸市役所ホームページからダウンロードできます。

平戸市サーキュラーエコノミー型ビジネス創出支援事業補助金のご案内

平戸市では、国、県その他機関の認定等を受け、サーキュラーエコノミー（※1）の推進に資する新技術及び新製品等を開発した市内事業者が、市外企業等との連携及びネットワーク構築により、新技術等の普及及び改良、認知度向上、販路獲得、設備投資などを通じてサーキュラーエコノミー型の新たなビジネスモデルの創出に取り組むものに対して補助金を交付します。

※1・・・生産活動または消費活動など、あらゆる段階で資源の効率的かつ循環的な利用を図る経済活動のこと。

○事業内容

補助対象者	対象経費	補助率等
<ul style="list-style-type: none">国、県その他機関の認定等を受け、かつ、市外企業との連携によりサーキュラーエコノミーに資する新規の事業を行う市内事業者で、市長が事業計画を認定したもの市税等を滞納していない者	<ul style="list-style-type: none">設備費（土地、建物及び車両の購入費を除く。）改修費（増改築を含む。）賃借料（賃借料に限る。）人件費（新たに雇用する者に係るものに限る。）研究開発費（対価が得られるものを除く。）委託外注費（事業のための委託外注に限る。）事務費原材料費その他市長が必要と認める経費	<p>対象経費の3分の2以内とし、700万円を限度とする。 ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。</p> <p>※国、県その他機関の補助金等がある場合は、その額を対象経費から除くものとし、当該補助金の交付は、3回を限度とする。</p>

※市内事業者とは、平戸市内に事務所または事業所を有する者で地方税法（昭和25年法律第226号）第294条の規定に基づく市民税の納税義務者をいう。

※市外企業とは平戸市外に事務所または事業所を有する法人で会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する株式会社、合名会社、合資会社または合同会社をいう。

○申請手続き（補助金の申請から受領までの流れは以下のとおりです。）

- 申請予定の方は商工物産課と事前協議を行ってください。
- 申請については下記申請書類をそろえて提出してください。
- 実績報告書は、事業完了後30日以内または当該年度末日のどちらか早い日までにご提出下さい。

手続きの流れ	必要書類		
<ol style="list-style-type: none">①事業計画認定申請②事業計画認定可否通知書③補助金交付申請④補助金交付決定通知⑤補助金実績報告書提出⑥補助金交付確定通知⑦補助金交付請求⑧補助金の交付	<p>◆事業計画認定申請書類</p> <ol style="list-style-type: none">①事業計画認定申請書②事業計画書③誓約書	<p>◆補助金交付申請書類</p> <ol style="list-style-type: none">①交付申請書②事業計画書③収支予算書④その他市長が必要と認める書類	<p>◆補助金実績報告書類</p> <ol style="list-style-type: none">①実績報告書②事業実績書③収支精算書④事業実施が確認できる書類（図面、工事内訳書、内観・外観写真、許可を要する場合はその許可証の写し等）⑤その他市長が必要と認める書類

【お問い合わせ】 ☎859-5192

長崎県平戸市岩の上町1508番地3

平戸市役所文化観光商工部商工物産課 担当 小山、真倉

TEL：0950-22-9141

FAX：0950-23-3399

E-mail：kigyorichi@city.hirado.lg.jp